

議員氏名：大沼 英樹

議案番号：議案第4号

案件名：二宮町地域資源循環型活用施設条例の制定について

討論内容：

私は、議案第4号に反対の立場で討論をいたします。

本案は、廃止された温水プールの跡地利用に関する条例改正ですが、そのプロセスには看過できない大きな疑問が3点あります。

第1に、廃止に至るまでの不透明さです。天井落下による利用中止後、改修費用の積算も、議員による現状視察も行われないうまま廃止が決定されました。町民の声を聞く機会も、現状の確認もないまま手続が進んだことは、民主的な施政方針と程遠いものです。

第2に、事業者の選定背景です。令和6年3月に温水プール廃止、そして跡地利用に関する検討が令和6年7月に行われ、令和7年2月、利活用事業者公募結果の説明、令和7年9月、県に事前相談、11月に事業者への賃貸借はできないと判断が示されたということです。選定された事業者は、利用検討が進む中、令和6年10月に設立されたばかりの法人です。あたかもこの計画に合わせるかのように設立されたかに見える進捗に疑念を抱かざるを得ません。さらに、事前の調査不足により、当初の計画が根本から揺らいでいる現状はあまりにずさんです。

第3に、町民の大切な財産である施設の価値についてです。この施設は建設当時17億円、今再建すれば30億円を超えるものと想像します。しかも、その年の建築コンクールでは優秀な評価を受けた貴重な財産です。それを月額僅か8万円程度で単独事業者に占有させるという判断は、町民の財産を守るという行政の責務を軽んじているのではないかと感じます。

これらは、反対の声が上がる前に、もう後戻りはできない状況をつくり出す、いわゆる既成事実化を図る強引な手法に見えてしまいます。一部の関係者だけで物事を決める密室政治ではなく、町民に開かれた透明性のある二宮町政を求めて、私の討論を終わります。